

市都政第1014号

平成13年5月14日

千葉県知事 堂本 暁子 様

市川市長 千葉 光行

海の再生と行徳臨海部の課題解決に関する要望

立夏の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、この度のご就任を心よりお祝い申し上げますとともに、ご就任後、県民、市民の視点に立ち、現場を重視した姿勢で取り組まれていることについて、深く敬意を表します。

さて、本市には、長年の懸案となっている問題として、千葉県による市川二期地区計画があります。同時に、この計画の遅れに伴い、下水道終末処理場計画地の無秩序な残土たい積による生活環境問題をはじめ、塩浜地先直立護岸の崩壊の危険性の増大、漁業環境の悪化、市川塩浜駅周辺地区の再整備の停滞など、このまま放置できない多くの課題が生じています。

市川市地先の海や行徳臨海部におけるこれらの問題に対しては、県において、堂本知事が速やかに現地を視察されたうえで、解決策を早期に提示していただけるものと大いに期待しております。

本市においても、昨年10月、学識者、地元住民、漁業者、市民団体等の代表で構成する「市川市行徳臨海部まちづくり懇談会」を設置するとともに、本年4月、庁内に専門の担当組織及び対策本部を設置し、問題の抜本的な解決に向けて、市民と共に強い意志をもって取り組んでいるところです。

また、堂本知事の言う「里海の回復」と本市の基本方針である「海の再生」は、同様のものであると認識しており、国、県、市、地域住民、漁業者及び環境団体など、多様な主体の参加のもとに海の再生計画をつくることには大賛成であり、協力したいと考えております。

ただし、堂本知事が所信表明で示された「現行の埋立計画はいったん白紙に戻し、自然の保全と地域住民の親しめる『里海の再生』を目指す新たな計画を、市民参加のもとに作り上げる」という考えは尊重しますが、当初計画から30年、千葉県環境会議の提言を受けての見直し作業を始めてからでも約6年、見直し計画案の公表から約2年もの長い時間が経過し、関連する課題の解決が先送りされ続けている状況の中、これまでの経緯を踏まえれば、待てる問題と待てない問題とがあります。

現在、県においては、堂本知事の下、新たな取り組みが鋭意進められていると思いますが、埋立計画の見直しにあたり、市民の安全と快適な生活環境を確保する責任のある地元自治体として、海の再生と行徳臨海部の課題解決に関してつぎのとおり要望いたします。

記

1. 海の再生について

【経緯及び現況】

三番瀬の自然環境は、漁業活動などの人の利用と共存することによって維持されてきた、いわゆる知事の言う「里海」です。しかし、海域の一部は、過去の周辺の埋立事業で生じた不自然な地形や埋立に伴う海砂の採取による人工澁等の地形的な影響により、環境が著しく変化しています。

そのため、潮流の滞留、有機物の堆積、アオサの繁茂・堆積、ゴミの不法投棄及び船舶の不法係留などの問題が生じています。また、直立護岸により市民も海から遠ざけられ、海に親しみ、海を大切にする意識も育たない状況にあります。

同時に、かつてこの海にあった豊かな漁場環境が悪化し、アサリの収穫の漸減や海苔養殖漁場の沖合化が進んだことから、漁業の継続が不安な状態となっています。また、暫定的に設置されている現漁港の恒久的な整備や、後継者の育成及び漁業の継続が困難な状況となっていることなどから、漁業の衰退とともに自然環境の荒廃が危惧されます。

こうした状況のもと、県から示された市川二期地区計画の見直し案については、補足調査の結果や市の要望を反映して人の利用と自然との共生を実現しようとするものであると評価してきました。また、補足調査の実施、計画策定懇談会の開催、シンポジウムの開催、環境会議での検討など、一連の策定手続きについても開発と自然環境との調和を図る配慮がされたと理解しています。

しかしながら、計画主体、事業主体が企業庁であることもあり、海の再生という点においては、必ずしも十分ではないと思われれます。この点については、これまでも幾度となく要望してまいりました。

【要望事項】

- 1) 三番瀬本来の自然と良好な漁場を再生するため、青潮の原因ともなっている人工澁の埋め戻しや、魚類や貝類の繁殖・生育のための人工干潟、藻場、葦原などを整備していただきたい。
- 2) 環境修復に向けて、漁業者、市民団体、国、市とともに、人工干潟の造成や藻場の整備等の実験を現地において早期に着手していただきたい。
- 3) 漁業が海域環境の保全に寄与していることから、安定かつ持続的な漁業が営めるよう漁業者の立場に立った漁業環境調査を実施していただきたい。

- 4) 漁港については本来の機能が発揮できる位置、構造及び規模で整備できるよう計画していただきたい。
- 5) 市民が海に親しむための公園緑地及び海の環境を学び、大切にするための環境学習施設の整備事業を推進していただきたい。
- 6) 埋立計画地を除く海域と行徳近郊緑地特別保全地区(行徳鳥獣保護区)を国設鳥獣保護区及びラムサール条約登録湿地とすることについて、漁業活動、港湾活動及び海岸の保全などとの調整のうえ、県として、国及び市と協力して進めていただきたい。

2. 行徳臨海部の課題解決について

(1) 本行徳石垣場・東浜地区における下水道処理場計画の見直し

【経緯及び現況】

本行徳石垣場・東浜地区は、昭和48年3月に「江戸川左岸流域下水道第一終末処理場」の計画地として県により都市計画決定がされていますが、当初より地権者の強い反対があり、県は当地での建設を断念しています。しかしその後も、県は埋立計画地への位置の変更を明言しながら、都市計画制限を課し続けてきました。また、市としては、位置の変更が埋立計画地以外ないとの前知事の意見を尊重してきました。

隣接地の妙典地区は、昭和60年市街化区域に編入され、土地区画整理事業が行われ、優良な市街地になりましたが、この地区は同時期に地権者の市街化区域編入の意向があったにもかかわらず、処理場計画地のために認められませんでした。このため、地権者は適切な土地利用を図ることができず、また、公共用地として買い取られることもなく、残土置場や資材置場といった、暫定的な利用を余儀なくされました。

現在、この地区には大量の残土が無秩序に堆積され、住民生活にとって大きな環境問題となっています。平成12年1月には地域住民10,348人の署名とともに、早期解

決の要望が提出されています。この問題は、埋立計画の見直しとともに先延ばしすることはできない状況となっています。

【要望事項】

- 1) 埋立計画を白紙撤回するのであれば、処理場計画も白紙にして、都市計画制限を解除する、あるいは、早期に見直しの代替案を提示していただきたい。
- 2) 現状の諸問題の解決が、都市計画決定権者である県の責任において行われるべきであることを明らかにしていただきたい。
- 3) 処理場計画地のこれまでの経過及び埋立計画の白紙撤回に伴う見直し方針について、県による地権者及び周辺住民への説明会を開催していただきたい。
- 4) 現状の環境を改善するため、県、市、地権者、地元自治会及び企業で組織する予定の「(仮称)本行徳地先環境改善協議会」に、県が積極的に参画していただきたい。
- 5) 土地利用転換を円滑に進めるため、県に管理責任のある赤道、青道の測量、境界査定、台帳の作成のための予算を早急に計上していただきたい。
- 6) 土地利用転換、市街地開発事業計画作成のための調査費を計上し、県、市、地権者、住民等で構成される検討委員会を、市川市とともに進めていただきたい。

(2) 護岸の改修と海岸線の明確化

【経緯及び現況】

この護岸については、県が計画及び設計を行い、県の埋立事業として認可を取得したうえで、市川市が受託事業として施工したものです。昭和44年の県と市の協定により、現在、市が市道の一部及び漁港施設等として管理しています。これは本来、二期埋立が完了した時点で埋立地の前面に高潮堤を築造し、海岸保全区域を指定して、県による管理となるとの認識によるものです。

しかし、県の市川二期埋立計画の遅延と縮小に伴い、鋼矢板による暫定的な護岸の腐食・老朽化が進み、路盤陥没等の危険な状態となっています。市としては、随時、

危険箇所の補修は行ってきましたが、二期埋立事業による本格的な整備を前提としていた経緯から、県の責任において早急な改修をすべきと考えています。

なお、現在の高潮堤は暫定的な状態であり、海岸線(海岸保全区域)は本来の機能を果たす位置となっていません。従って、今後、恒久的な高潮堤の築造とあわせ、海岸線(海岸保全区域)の確定が必要となっています。

【要望事項】

- 1) 二期埋立計画を前提とした直立護岸は、耐用年数を超えて老朽化し、台風、高潮、地震などにより、市民の生命と財産が浸食される危険性が高くなっている。これは、県の埋立計画の遅れによるものであり、県の責任において、6月補正予算等可能な限り早期の予算措置により緊急的な改修を実施していただきたい。
- 2) 海岸の保全と公有水面の管理は、県の責任であり、埋立問題の経緯や知事の白紙撤回の方針からも、昭和44年締結の「市川地区土地造成事業および分譲に関する協定」を見直し、直立護岸を県の恒久管理としていただきたい。
- 3) 現在の高潮堤は暫定的な状態で、海岸線(海岸保全区域)は、本来の機能を果たす位置となっていないので、恒久的な高潮堤の築造とあわせ、海岸線(海岸保全区域)を確定していただきたい。

(3) 市川塩浜駅周辺地区の再整備と街づくり支援用地確保見通しの明確化

【経緯及び現況】

昭和58年に京葉線が旅客化され、JR市川塩浜駅周辺地区の再整備の気運が高まりました。昭和61年には、市川二期地区基本計画(案)が示され、駅前広場や道路計画、土地利用などについて埋立計画との整合を求められましたので、470haの計画に沿った再整備計画を策定いたしました。その後、埋立計画が定まらないために再整備の事業化は進展してきませんでした。さらに、平成11年には90haの見直し案が示さ

れましたので、現在までに、県の見直し案と整合を図るよう再整備計画の見直しを進めているところです。

また、市内の住工混在解消や都市基盤整備のための代替用地については、昭和60年に埋立された塩浜3丁目の造成地に、市内の工場26社が移転した実績があります。その後も、二期埋立計画地に街づくり支援用地の確保を期待していましたが、埋立計画が進まず移転用地が確保できなかったため、平成9年からの5年間で14社、約22haの市内の工場が、市外に流出する結果となっています。

今後、二期埋立地に街づくり支援用地を確保することが期待できないのであれば、市として改めて移転対策を検討せざるを得ない状況となります。

【要望事項】

1) JR市川塩浜駅周辺地区の再整備計画の作成が具体化しつつあるが、埋立計画と整合を図るため、二期埋立計画の見直しのスケジュールを、早期に明らかにしていただきたい。

2) 市内の住工混在の解消や都市基盤整備のための代替用地確保についても、計画的な対応が必要となるため、二期埋立計画の内容及び見通しを早期に明らかにしていただきたい。

(4) 行徳近郊緑地特別保全地区(行徳鳥獣保護区)の本格的な再整備

【経緯及び現況】

行徳の臨海部は、昭和40年代はじめまで、広大な水田や蓮田、塩田跡の湿地やアシ原、干潟が広がっており、水辺の鳥の飛来地として国際的にも有名でありました。

この地区は、市川一期埋立事業に際して、鳥類の飛来地を保全するために確保され、昭和45年に行徳近郊緑地保全地区として指定されたものであり、市街地に残った貴重な自然的水辺空間であります。

当初は、千葉県行徳地域問題審議会答申(昭和43年)により「鳥獣保護のため、暫定的に市川市施工予定埋立地前面の広域干潟を確保するとともに、将来は全体計画との関連において恒久的な干潟の保全または造成を図る。また、御獵場前面は内陸性の湿地帯として造成し、かつ保全を図る。」こととしていました。

しかしながら、二期埋立計画の遅れから、暫定的な状態に置かれたままであるため、渡り鳥の飛来数も減少しています。また、野鳥観察舎等への来訪者も年々、減少傾向にあります。

近年は、県、市、日本鳥獣保護連盟及びNPO法人行徳野鳥観察舎友の会などが協力して、渡り鳥が群れ飛んでいた行徳の原風景の再生と内陸性湿地の復元を目指し、努力を続けています。

【要望事項】

- 1) 行徳近郊緑地特別保全地区(行徳鳥獣保護区)は、水辺の多様な生態系を確保するうえで重要な空間であるが、管理者である県の環境対策は不十分である。さらにより良い環境となるよう、千鳥水門の改修など、本格的な再整備を推進していただきたい。
- 2) 一帯の多様な自然環境を確保するために、海域に計画される恒久的な人工干潟等との役割分担を明らかにするとともに、市川塩浜駅周辺地区、埋立計画地の公園緑地や人工干潟との連携を図るため、水と緑のネットワークづくりを進めていただきたい。
- 3) 海域に先行して国設鳥獣保護区及びラムサール条約登録湿地となるよう手続きを進めていただきたい。

3. 海の再生と行徳臨海部の課題解決に関する推進体制及び制度の整備について

【経緯及び現況】

市川市としては、三番瀬と行徳臨海部の自然環境の良い面は、将来的にも適切に保全活用し、悪化した面は必要な修復再生を行い、総合的かつ前向きに、より良い自然環境の形成を図っていくべきと考え、環境省に対して、市、県とともに、主体的に自然環境の保全・再生に取り組むことを要望しました。

環境大臣は、「市川市の臨海部に様々な課題があるということは理解した。環境省全体として対応していきたい。市川市で開催している臨海部のまちづくり懇談会などの議論に環境省も協力していきたいし、県、市とともに勉強していきたい」との見解を示されました。

そこで、市においては、平成13年度より、三番瀬の自然環境の保全・再生及び行徳臨海部の課題解決に取り組むため、総合的な窓口として「行徳臨海部対策担当」を設置するとともに、全庁的に対策を推進する「行徳臨海部対策本部」を設置しています。また、三番瀬の自然環境の保全・再生について連携を図るため、船橋市、浦安市とともに「三番瀬保全再生連絡協議会」を設置したところです。

しかしながら、これまでの県の体制では、埋立に関しては企業庁が窓口となる他、行徳近郊緑地特別保全地区の管理、護岸の整備、漁場の再生と漁港の整備などについては、それぞれの担当部課と協議接触してきました。また、海域の保全・再生及び第一終末処理場計画地の課題解決については、窓口が不明確な状況にあります。

一方、大規模事業計画の大幅な遅延、縮小、撤退などによる課題を解決するための法制度、事業制度は今だに確立しておらず、さらには、自然環境の回復、創造のための公共事業も明確な位置付けがなされていないものと思われます。

【要望事項】

1) 海域を含む行徳臨海部の自然環境の保全・再生については、市、国とともに、ラムサール条約登録湿地の手続きを含め、県として主体的に取り組むための総合的な窓

口を設置していただきたい。また、環境修復事業を推進する体制を整えていただきたい。

2) 第一終末処理場計画地については、環境改善及び抜本的解決のための県の窓口を設置し、市川市とともに地権者及び周辺住民に対して総合的な対応を図っていただきたい。

3) 「海の再生」を実現するための法制度、事業制度の確立について国に要請するとともに、当面、市川二期地区計画の遅延や縮小に伴う緊急課題解決のための財源措置を県において講じていただきたい。